

第3節

SECTION 3

防衛庁・自衛隊と地域社会とのかかわり

Defense of Japan

防衛庁・自衛隊の様々な活動は、防衛庁・自衛隊のみですべてを行えるものではない。国民一人一人、そして、地方公共団体などの理解と協力があってはじめて可能となる。

自衛官の募集、就職援護などについては、少子化により将来懸念される募集環境の悪化、長期化が予測される厳しい雇用情勢などを踏まえると、地域と密接にかかわる地方公共団体などの協力が不可欠である。

防衛施設については、わが国の防衛力と日米安全保障（日米安保）体制を支える基盤として必要不可欠であり、その機能を十分に発揮させるためには、その周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態を維持することが必要である。

このため、防衛施設の設置・運用に当たっては、周辺住民の生活に及ぼす影響をできる限り少なくするよう配慮している。さらに、防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止などのため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」などに基づき、各種施策の推進に努めているほか、防衛施設をめぐる環境保全などについて様々な取組を行っている。

本節では、地方公共団体などによる自衛官の募集・就職援護など様々な活動に対する協力、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策、環境保全への取組、在日米軍施設・区域に関する諸施策について説明する。

1 地方公共団体などによる協力

募集への協力

自衛隊地方連絡部は、都道府県、市町村、学校、募集相談員などの協力を得ながら募集業務を行っている。また、自衛隊法第97条¹⁾の規定に基づき、地方公共団体が自衛官の募集事務の一部²⁾を法定受託事務として行うこととされており、防衛庁は、そのための経費を地方公共団体に配分している。地域社会に密着したこれらの組織による募集に対する協力は、大きな意義を持っている。

2士³⁾男子の募集対象となる18歳以上27歳未満の人口が、94（平成6）年の約900万人をピークに減少していることや、今後、高校卒業者の進学率の増加が見込まれることから、防衛庁では、中長期的には募集環境が厳しくなると予想している。自衛隊が各種任務を遂行するためには、質の高い人材を確保し、精強さを維持することが必須の要件であり、そのためには、募集に対する地方公共団体や関係機関などの協力が不可欠である。



大分県が作成した隊員募集パンフレット

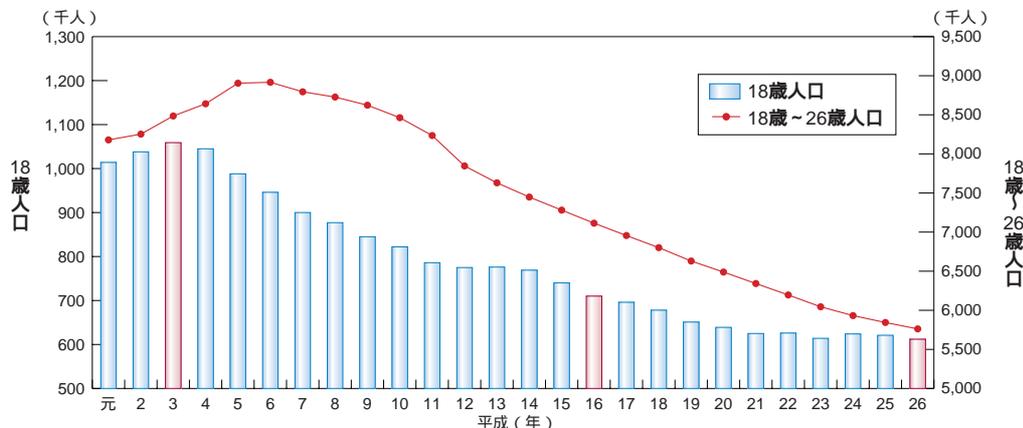
1) 自衛隊が使用する施設と日米安保条約に基づき在日米軍が使用する施設・区域の総称であり、演習場、飛行場、港湾、通信施設、営舎、倉庫、弾薬庫、燃料庫など

1) 資料76（p418）参照

2) 募集期間の告示、応募資格の調査、志願票の処理と受験票の交付、試験期日・試験場の告示、試験に必要な場所と施設の提供、及び広報宣伝など

3) 本章1節1図「自衛官の階級と定年年齢」（p290）参照

2 士男子募集対象人口の推移



資料出所：平成16年以前は、総務省統計局「我が国の推計人口（大正9年～平成12年）」及び「人口推計年報」による。
平成17年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成14年1月の中位推計値）による。

就職援護への協力

自衛隊は、任務の性格上、精強さを維持する必要があるため、自衛官の大半が若年定年制により50歳代半ばに、また、任期制⁴⁾では多くの自衛官が20歳代に退職している。このうちの多くが退職後の再就職を必要としていることから、防衛庁は、一般の公務員と比べ若い年齢で退職する自衛官が再就職しやすいように、各種教育訓練⁵⁾を行うなどの就職援護施策を行っている。

一方、防衛庁には独自に職業紹介を行う権限がないため、財団法人自衛隊援護協会が、厚生労働大臣と国土交通大臣の許可を得て、退職自衛官に対する無料職業紹介事業などを行っている。また、就職援護に際しては、地域の援護協力組織などの協力を得ている。

再就職した退職自衛官は、製造業やサービス業など幅広い分野で活躍しており、近年では、地方公共団体において、防災などの危機管理の分野でも採用されている⁶⁾。

退職自衛官は、全般的に責任感、勤勉さ、体力・気力、規律などの面で優れていること、特に、定年退職自衛官は長年の勤務で培われた高い指導力を有することなどから、雇業者に高く評価されている。

今後も厳しい雇用情勢が続くことが予想される中、自衛官の将来への不安を解消し、在職中に安んじて職務に精励できるよう一層安定した雇用を確保するためには、地方公共団体などの協力を得ることが必要である。



任期制隊員に対する合同企業説明会

自衛隊の活動への支援・協力

自衛隊の駐屯地や基地はすべての都道府県に所在し、地域社会と密接なかかわりも持っており、駐屯地や基地の管理、教育訓練や実任務に基づく災害派遣など各種行動を行うためには、地方公共団体をはじめとする地元からの様々な支援・協力が不可欠である。

また、多くの場合、駐屯地や基地の所在する地域には、住民有志や自衛隊関係者が作る各種の団体があるが、これらの団体による自衛隊の行う各種行事・活動に対する支援や激励などは、自衛隊の活動を強く支えている。

そのほか、国際平和協力業務などで国外に派遣される部隊は、外務省などの関係機関

4) 本章1節1 (p289) 参照

5) 本章1節1 (p291) 参照

6) 3章1節5表「退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況」参照

から、派遣に関する情報の提供、派遣手続の支援など、様々な支援・協力を受け、活動している。また、国外での勤務に従事する隊員に対しても、国民から多くの激励の手紙などが送られている。これらは、隊員の士気を高め、自衛隊が国民とともにあることへの自覚を強めるものである。

自衛隊の活動に対するこのような地元からの支援・協力は、国内外に広がる自衛隊の活動を円滑にする上で有意義であり、引き続き自衛隊の活動への理解と支援・協力が得られるよう努力することが重要である。

2 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

防衛施設をめぐる諸問題と各種施策への取組

防衛施設の用途は、演習場、飛行場、港湾、営舎など多岐にわたる。防衛施設の土地面積は、本年1月1日現在、約1,398km²であり、国土面積の約0.37%を占める。このうち、自衛隊施設の土地面積は約1,081km²であり、その約42%が北海道に所在する。また、用途別では、演習場が全体の約75%を占める。一方、在日米軍施設・区域（専用施設）の土地面積は約312km²であり、このうち約37km²は、地位協定により、自衛隊が共同使用している。

防衛施設には、飛行場や演習場のように、広大な土地を必要とするものが多い。また、わが国の地理的特性から、狭い平野部に都市や諸産業と防衛施設が競合して存在している場合もある。特に、経済発展の過程で多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進んだ結果、防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が大きくなっている。また、航空機の頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火砲による射撃、戦車の走行などが、周辺地域の生活環境に騒音などの影響を及ぼすという問題もある。

これらの諸問題を解決するため、防衛庁は、次の施策を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図るよう努めている²⁾。

射撃訓練などによる演習場内の荒廃に伴う洪水や水不足の対策としての、河川の改修、ダムの建設などへの助成

航空機の騒音対策としての、夜間の離着陸の制限、学校、病院、住宅などの防音工事への助成、移転者に対する補償、緑地帯などの緩衝地帯の整備など

防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活や事業活動への阻害を緩和するための、道路、公園、農林漁業用施設などの整備への助成

ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共施設整備のための交付金の交付

航空機の頻繁な離着陸などにより、農林漁業などの事業経営に損失が生じた場合の補償

1) 防衛施設の土地面積（約1,398km²）は、自衛隊施設の土地面積（約1,081km²）と在日米軍施設・区域（専用施設）の土地面積（約312km²）と地位協定により在日米軍が共同使用している自衛隊施設以外の施設の土地面積（約4km²）を合計した土地面積

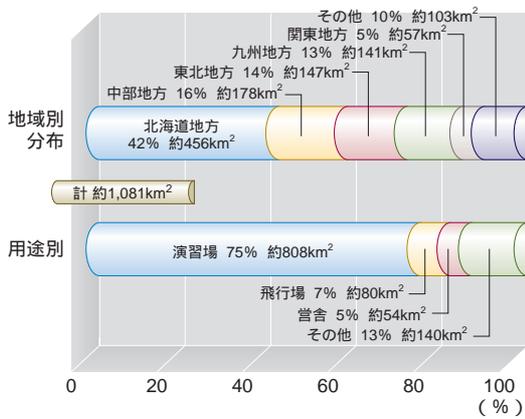
2) 資料61(p410)参照
防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要
防衛施設庁ホームページ
<http://www.dfaa.go.jp> 各種施策の紹介



周辺対策事業で整備された公園（岐阜県各務原市）

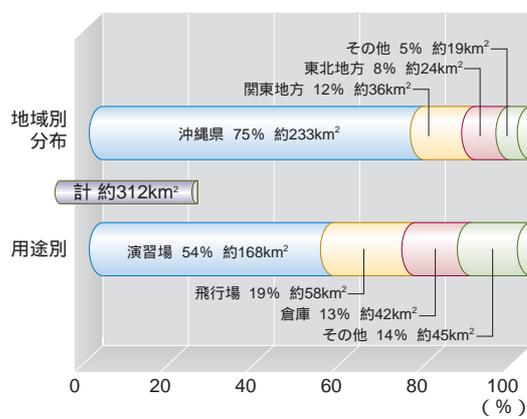
自衛隊施設（土地）の状況

(2005.1.1現在)



在日米軍施設・区域（専用施設）の状況

(2005.1.1現在)



飛行場周辺における環境整備のあり方に関する検討

防衛庁は、以前から、住宅防音工事への助成をはじめとする生活環境の整備などの施策を重点的に講じてきている。しかし、小松（石川県）横田（東京都）厚木（神奈川県）^{かてな}嘉手納（沖縄県）^{ふてんま}普天間（沖縄県）飛行場の周辺住民から、夜間の離着陸の差止請求、騒音被害に対する損害賠償請求などを内容とする訴訟が提起されている。これらのうち、確定判決がなされたものについては、周辺住民がこれまで被っていた過去の被害の賠償を政府に命じる結果となっている。

他方、こうした状況の中で、騒音に不満を持ちつつも訴訟を起こさない住民の中に不公平感が広まり、99（平成11）年、騒音訴訟判決で請求が認められた過去の損害賠償に相当する金銭補償やこのような補償の制度化などを求める運動（いわゆる公平補償を求める運動）が生じた。

また、防衛施設の周辺地方公共団体や周辺住民は、これまでの住宅防音工事の画一化された工法の見直しや新たな補助対象メニューの採択をはじめとする各種施策の拡充などを要望している。

このようなことから、防衛庁は、今後のとるべき施策のあり方の検討の資とするため、部外の有識者による「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」を開催し、延べ9回に及ぶ会合を重ね、02（同14）年7月、同懇談会において報告書³が取りまとめられた。その概要は次のとおりである。

いわゆる公平補償を求める運動への対応として、騒音訴訟に参加しない住民も含め、飛行場周辺に居住する住民のさらなる理解を得る可能性の高い施策を追求すべきである。

周辺地方公共団体や周辺住民の要望の多様化への対応として、限られた予算の中で、これまでの施策の継続を図るだけでなく、各地域の特性も踏まえた施策の多様化を図るとともに、航空機騒音の深刻な影響を被っている周辺地方公共団体や周辺住民に焦点を当てたメリハリのある施策の展開が必要である。

新たな施策への取組

防衛庁としては、従来の住宅防音工事への助成をはじめとする生活環境の整備などの施策に加えて、同懇談会からの報告書に盛り込まれた提言などを踏まえ、新たな施策の充実に努めることとしている。主な施策の内容は次のとおりである。

3) 「飛行場周辺における幅広い周辺対策の在り方に関する報告」
<http://www.dfaa.go.jp/ko ndankai/hokoku.pdf>



太陽光発電システム

施設周辺整備統合事業

防衛施設の設置・運用による障害が特に著しい特定地域において、地方公共団体が行う計画的な生活環境などの整備事業に対し、複数の事業を一括して採択し、地方公共団体が裁量的に施行できる事業を実施（昨年度は、構想策定の調査事業）

太陽光発電システムの設置助成

住宅防音工事で設置した空調機器（エアコンなど）の電気料金の負担を軽減するため、住宅防音工事の一環として太陽光発電システムの設置助成を実施することについての

検討を行うモニタリング事業を実施

住宅の外郭防音工事の促進

居室単位で実施していた住宅防音工事について、住民の生活利便性の向上などを図るため、住宅全体を対象とする外郭防音工事を促進

まちづくり支援事業

防衛施設が与える障害を極小化するのみならず、地域社会の発展に積極的に貢献するため、地方公共団体が進める周辺財産（飛行場周辺）などを活用した「まちづくり」構想策定及び当該事業に対する助成事業を実施

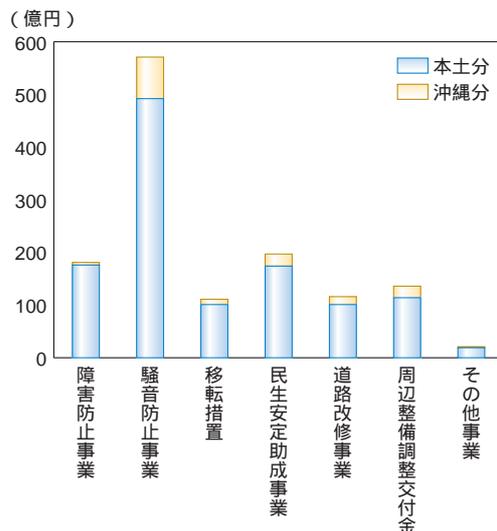
既存公共施設の改修事業

防衛庁が過去に助成したコミュニティ供用施設などについて、地域活性化に寄与するため、周辺住民の多種多様なニーズに合致した施設への改修事業を実施

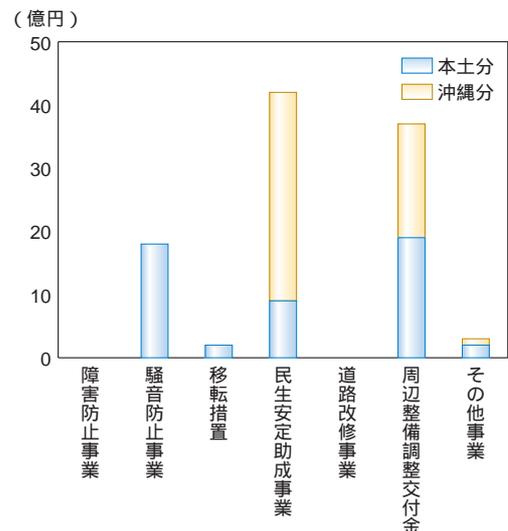
飛行場周辺の周辺財産の積極的な利活用

緑地帯などとして整備・管理してきた周辺財産について、積極的な利活用を促進するため、国がベンチ、休憩所などを整備し、地方公共団体に使用許可、また、市民農園などとして地方公共団体に使用許可

平成17年度基地周辺対策経費（歳出ベース）



平成17年度SACO関係経費(SACO事業の円滑化を図るための事業)（歳出ベース）



注：その他事業とは、施設周辺整備統合事業、施設周辺の補償及び緑地整備である（SACO関係経費は緑地整備のみ）

3 環境保全への取組など

自衛隊施設での環境保全への取組

自衛隊は、全国に保有する演習場や営舎などの施設や、航空機、艦船、車両など多数の装備を維持管理するにあたり、大気保全、水質保全、リサイクル、廃棄物処理のための対策や環境保全施設の整備、環境調査など、環境保全の徹底や環境負荷の低減のための取組を推進している。

毎年「防衛庁環境月間」や「防衛庁環境週間」を定め、隊員の環境保全意識の高揚を図る取組を行っており、全国の駐屯地や基地において、環境保全のPR、環境川柳の募集、講演会や展示会、清掃活動などの環境美化運動、ノーカーデーの設定など地球温暖化防止のための各種行事などを行っている。

02（平成14）年7月に「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府の実行計画）」が閣議決定されたことを受け、「地球温暖化対策推進本部」は、関係省庁が行う具体的措置事項¹⁾を定めた。

具体的措置事項で、政府の実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検が規定されたことを受け、防衛庁では同年10月に「地球温暖化対策実行計画推進・点検委員会」を設置し、政府の実行計画に定められた取組の円滑な推進と取組実績の集計や分析などの点検を行ってきた。

さらに、本年4月に新たな「政府の実行計画」が閣議決定され、各省庁ごとに実施計画を策定することが定められた。防衛庁としても、この政府の実行計画に定められた目標を達成するため、これまでに増して、率先的な取組を推進すべく、検討を行っている。

環境基本計画²⁾に基づき、自らの経済活動から生ずる環境負荷の低減などを目的に03（同15）年3月、「防衛庁環境配慮の方針」を策定して、具体的な目的・目標を定めるとともに、「防衛庁環境管理システム」³⁾を設置して、定期的な点検・見直しを行うことにより、システムの継続的な改善を図り、環境配慮の取組を推進していくこととし、平成15年度の点検結果などを踏まえ、本年1月、当該方針の見直しを行ったものである⁴⁾。

在日米軍施設・区域をめぐる環境保全への取組

在日米軍施設・区域をめぐる環境問題は、国民の環境保全に対する意識の高まりなどを背景に、関係地方公共団体や周辺住民の重大な関心事の一つとなっている。このため、政府は、日米合同委員会の枠組みなどを通じ、米側と十分協議の上、わが国の公共安全や市民生活に妥当な考慮が払われるよう対処している。

在日米軍施設・区域において環境問題が発生した場合には、日米合同委員会の枠組みなどを通じ、米側からの情報収集、日米協議の上での実態調査、周辺住民への情報の開示などの措置を行ってきている。また、返還された在日米軍施設・区域において各種有害物質が発見される場合があり、これらについては、防衛庁において、原状回復措置の一環として適切に措置している。

これらの環境問題を背景とし、00（同12）年9月、日米安全保障協議委員会（SCC）
Security Consultative Committee
において、日米両国政府は、在日米軍施設・区域にかかわる環境保護が重要であるとの認識の下、在日米軍施設・区域の周辺住民、米軍人・軍属やその家族などの健康と安全

1) 財やサービスの購入・使用や建築物の建築・管理などにあたっての配慮などが規定されている。

2) 環境基本法第15条に基づき、94（平成6）年に閣議決定された。その後、00（同12）年に変更され、現行の第二次環境基本計画となっている。政府における環境の保全に関する施策の基本的な方向を示すとともに、あらゆる主体の自主的、積極的取組を促している。

3) 「環境配慮の方針」を推進するための手続的手法であり、計画（Plan）実施（Do）点検（Check）、見直し（Act）からなるPDCAサイクルを繰り返すことによってシステムの継続的な改善を図っていく。

4) 環境への負荷低減、環境教育の推進、事務活動における環境配慮、グリーン調達への推進（環境への負荷低減に資する物品などの調達の推進）のための取組を制定

5) 環境管理基準、情報交換と立入り、環境汚染への対応、環境に関する協議の4項目からなる。

6) 日本環境管理基準は、在日米軍の活動と施設が人の健康と自然環境を保護できるように保証する目的で在日米軍が作成した環境管理基準。環境汚染物質の取扱と保管方法などを定めている。

の確保を共通の目的とすることに合意し、「環境原則に関する共同発表⁵」を行った。この発表のフォローアップのため、日米協議が強化され、具体的には、日本環境管理基準⁶ (JEGS) の定期的見直しの際の協力の強化、環境に関する情報交換、環境汚染への対応などにかかわる協議について関係省庁が連携して取り組んでいる。

さらに、02(同14)年12月及び本年2月に開催された日米安全保障協議委員会においても、環境保護のため、互いに協力を強化することを再確認するとともに、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善の重要性について確認した。

防衛庁は、在日米軍施設・区域の環境保全について、今後とも関係省庁と連携して取り組むこととしている。

4 在日米軍施設・区域に関する諸施策

在日米軍施設・区域の安定的な使用の確保は、日米安保条約の目的達成のため必要であり、政府は、これら施設・区域の安定的使用と周辺地域社会の要望との調和を図るため、従来から、岩国飛行場滑走路移設事業や空母艦載機の着陸訓練場の確保のための施策などを行っている。さらに、沖縄県においては、在日米軍施設・区域が集中し、県民に多大な負担となっていることから、その軽減を図るための各種の施策を行っている¹。

1) 本章4節(p334)参照



移設工が進む岩国飛行場(着工前)

岩国飛行場滑走路移設事業

岩国飛行場(山口県)は、在日米海兵隊と海自が使用している。政府は、地元岩国市などの要望を受け、岩国飛行場の運用や安全、騒音をめぐる問題を解決し、その安定的使用を図るため、滑走路を東側(沖合)へ1,000m程度移設する事業を進めることとした。本事業は、平成8年度から工事を開始し、本年度も地盤改良工事、埋立工事などを行っており、平成20年度末の完成を目指している。



移設工が進む岩国飛行場(本年2月現在)

空母艦載機の着陸訓練場の確保

空母艦載機が洋上の空母へ着艦するには、非常に高度な技術が要求される。このため、空母が補給などのため入港している間も、パイロットは飛行場での着陸訓練を十分に行い、その技量の維持に努めなければならない。この訓練は、主として厚木飛行場²で行われてきたが、飛行場周辺が市街化していることから、深刻な騒音問題が生じた。このため政府は、三宅島に代替訓練場を設置するための検討を続けている。しかしながら、地元の理解が得られていないことなどから、進展は見られない状況にある。

2) 艦載機着陸訓練は厚木のほか、三沢、横田、岩国飛行場でも行われていた。

他方、厚木飛行場周辺の騒音問題をこのまま放置できないため、89(平成元)年の日米間の協議により、三宅島に訓練場を設置するまでの暫定措置として、硫黄島の飛行場^{ざんてい}を利用することとした。同年から艦載機着陸訓練に必要な施設の整備を進め、91(同3)年から同訓練が開始されており、本年5月末までに、延べ35回(昨年度は2回)の訓練

が行われている。

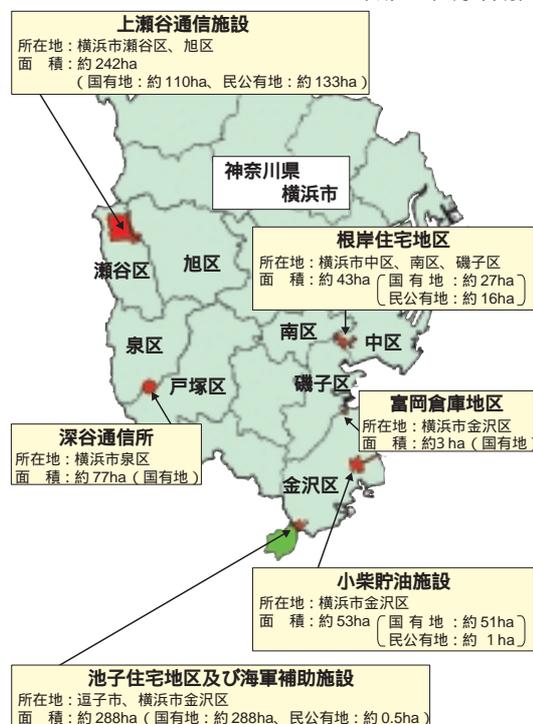
02(同14)年、日米両国政府は、艦載機夜間着陸訓練を可能な限り硫黄島で実施すること、本土飛行場で実施しなければならない場合には、早期に日本政府に通知するとともに、騒音・環境などの面に最大限配慮することを改めて確認しており、政府としては、今後とも、代替訓練場が確保されるまでは、硫黄島で艦載機着陸訓練が行われるよう努力することとしている。

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など

神奈川県に所在する在日米軍施設・区域について、従来より地元地方公共団体などから強い返還要望がなされている。このようなことも踏まえ、同県に所在する在日米海軍施設・区域に焦点を当て、米軍の駐留のために生ずる施設・区域に係る所要などを確認

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など

平成 17 年 1 月 1 日現在



の上、これら施設・区域のあり方について検討するため、日米合同委員会の枠組みを活用して03(同15)年2月から日米間で協議を行った。

かかる協議の結果、横浜市内に所在する6施設(上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、小柴貯油施設(一部)、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の飛び地部分)の返還に関する基本的な考え方と「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における700戸程度の米軍家族住宅などの建設について日米間の認識が一致し、昨年10月、この協議結果が日米合同委員会において合意された。

防衛庁としては、関係地方公共団体の理解を得ながら、かかる合意に基づき施設・区域の返還及び米軍家族住宅などの建設が円滑に進められるよう努めている。

岩国飛行場民間空港再開についての検討

岩国飛行場について、山口県や岩国市などの地元地方公共団体などが一体となって民間空港再開を要望していることにかんがみ、同飛行場の民間空港再開と米軍の運用との関連などについて問題点などを整理し、その可能性を検討するため、日米合同委員会の枠組みを活用して03(同15)年2月から協議を行っている。

これまでの協議において、米側から、岩国飛行場における民間空港再開が実現可能かどうかを決定するに当たっては、米側の運用に影響を与えないという前提を踏まえた上で、民間航空機の運航便数など重要な問題を明らかにする必要があるという考え方が示された。防衛庁としては、地元地方公共団体の意見などを考慮しつつ、できるだけ早い時期に一定の方向性について、日米間で共通の認識を得るようにしたいと考えている。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

自衛隊の使用する飛行場

全国各地に、陸・海・空自衛隊機が使用する飛行場が配置されている。

このうち、民間航空機や在日米軍機などがともに離発着を行う飛行場もあり、その使用形態により次の3つに区分することができる。

(1) 防衛庁長官が設置告示した飛行場

立川飛行場（陸自航空部隊が所在）、厚木飛行場（海自哨戒機部隊などが所在）、千歳飛行場（空自戦闘機部隊などが所在）など

(2) 自衛隊が共用する民間空港

八尾空港（陸自航空部隊が所在）、長崎空港（海自哨戒ヘリ部隊が所在）、那覇空港（海自哨戒機部隊と空自戦闘機部隊などが所在）など

(3) 自衛隊の飛行部隊が共同使用する米軍の施設・区域たる飛行場

木更津飛行場（現在、陸自航空部隊が所在）、岩国飛行場（在日米海兵隊飛行部隊と海自哨戒機部隊などが所在）、三沢飛行場（在日米空軍戦闘機部隊などと空自戦闘機部隊などが所在）



空自、米軍で共用している三沢基地（青森県）

また、これらの使用区分の中には、日米地位協定 第2条4（a）に基づき自衛隊が使用している米軍の施設・区域たる飛行場、及び同条4（b）に基づき米軍が使用している自衛隊の飛行場があり、上記（3）の木更津、岩国及び三沢飛行場はいわゆる「2-4-（a）」に、上記（1）の厚木飛行場の一部や千歳飛行場などはいわゆる「2-4-（b）」に該当する飛行場となっている。

なお、日米地位協定第2条4（a）（b）に基づく共同使用は飛行場以外の施設、区域も存在している。

正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」

第2条4（a）合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。（以下、省略）

第2条4（b）合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

沖縄在日米軍ヘリ墜落事故に対する防衛庁の取組

1 事故の概要

昨年8月13日午後2時20分頃、普天間飛行場に向かう米海兵隊ヘリコプター（CH-53D）が沖縄県宜野湾市ぎのわんに所在する沖縄国際大学の構内に墜落した。この墜落事故により、搭乗員3名が負傷するとともに、同大学の建物及び周辺住民の家屋などに被害を与えた。

2 政府、防衛庁の取組

本件事故を受け、内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官、沖縄・北方担当大臣などをメンバーとする「沖縄在日米軍ヘリ墜落事故関係大臣等会合」が4回にわたり開催された。同会合では、事故原因の徹底究明、事故の再発防止、ヘリコプター運用再開に対する対応、事故現場における問題点の検証及び改善、被害者への補償などについて関係省庁が連携を取りつつ、政府一体となった取組を進めることとされた。これを受け、防衛庁は、主として事故原因の徹底究明、再発防止、被害者への補償などに取り組んだ。



事故機と同型機

3 事故分科委員会における事故原因の究明など

事故分科委員会は、ヘリコプターの運用、整備、機体構造、安全対策などの専門家も参画した上で、6回にわたり開催され、米側から技術的裏付けを含む事故原因についての説明を聴取し協議した。さらに、調査のため事故機の残骸を5回にわたり確認した。本年2月17日、同分科委員会は、協議結果を取りまとめ、日米合同委員会に報告し、承認を得た。同報告では、整備上の過誤を事故原因とし、次にあげる再発防止策をとることとした。

(1) 米側は、整備マニュアルの改訂など米軍内において既にとられた措置に加え、所定の整備手順の徹底を確実にするなどの取組を行う。

(2) 現地及び中央レベルを含む日米当局は、日米共同で、普天間飛行場周辺の場周経路を再検討し、更なる可能な安全対策について検討を行う。

以上の2点について、その取組状況又は結果を適時適切に日米合同委員会へ報告する。

4 被害者への対応

本件事故により、沖縄国際大学の建物、周辺住民の家屋などに多くの被害が発生した。被害のほとんどは、家屋の損傷などの財産的被害であったが、精神的被害も含まれていた。防衛庁は、被害者を早期に救済するとの観点から、精神的被害を含め、これらの被害への補償を迅速に処理した。今後は、事故機が衝突した同大学の建物などについて、復旧に関する大学側の意向を踏まえつつ、迅速に補償していく予定である。

事故分科委員会は、63（昭和38）年1月、日米の一方の行為により他方に被害が及んだ事故が起こった場合、地位協定第25条に規定する日米合同委員会から付託される事項を検討し、同委員会に勧告を行うことを目的として、同委員会の下に設置された協議機関である。防衛施設庁業務部長が同分科委員会の日本側代表を務めた。